

令和4年度部局運営方針

総合事務局

運営方針

選挙の適正かつ円滑な実施と監査などによる公正な行政の推進

行政委員会総合事務局は、市の行政部局から独立した執行機関として、4つの行政委員会（選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）の事務局を所管しています。

選挙管理委員会は、各種選挙が適正かつ円滑に行われるよう努めるとともに、市民に対する選挙啓発を推進します。監査委員は、公正で合理的・能率的な市の行政をめざし、定期監査をはじめ各種監査を実施します。

農業委員会は、農地の利用最適化や農地の権利移動等の許認可など、農地行政を推進します。固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に関する不服の審査決定業務を行います。

【重点施策】

農地利用の最適化の推進



【めざす方向】

農地利用の最適化の推進に関する指針に基づき、農業委員と推進委員、関係機関が連携し、農地の利用集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消及び新規参入の促進を図ります。

選挙制度の啓発の推進と投票環境の充実



市民への選挙制度の啓発、特に若年層に対する選挙啓発事業（主に高校生を対象とした出前授業の実施や小中学校の主権者教育への協力、若者の投票立会人の選任、SNSによる啓発など）を継続するとともに、投票環境（投票所）の整備・充実を図り、投票率向上に繋がります。

市民の信頼回復及び専門性の向上を図る監査の推進



河内長野市監査委員監査基準及び監査中期方針に基づいた監査年間計画に沿って、監査対象のリスクを考慮した、効率的・効果的な監査に努めるとともに、委員・職員が研修会への参加などを通じてより一層の専門性の向上に努め、市民の信頼回復を図ります。
住民監査請求があった場合については、請求があった日から60日以内に適切に監査を実施します。

固定資産課税台帳登録価格にかかる審査申出に対する適正な対応



固定資産課税台帳に登録された価格について不服のある納税者の固定資産評価審査委員会への申出に対し、適正かつ迅速に審査決定を行うよう努めます。